

## 第4回 「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画(改定版)」

### 改定に係る意見聴取会議 開催結果

- 1 日 時 平成25年11月5日(火) 午前10時から午前12時
- 2 場 所 京都ガーデンパレス 橋の間
- 3 出席者
- (委員) 中村座長、桐野副座長、井上委員、北委員、芹澤委員、富名腰委員、三木委員、小田委員
- (欠席) 大島委員、桑原委員、和多田委員、寺井委員、藤村委員)
- (京都府) 大谷府民生活部男女共同参画監、松村健康福祉部こども政策監、足立男女共同参画課長、福井家庭支援課長、高田府警本部生活安全対策課警視 等

## 4 会議内容

### 中間案について

- 家庭支援総合センターと市町村の相談窓口等、それぞれの機関の機能・連携を図示するなど、役割を具体的に分かりやすくする工夫が必要
- DVのある家庭が世帯ごと転居した場合に、市町村や都道府県をまたがる広域の連携も大切である。
- 生活の支援だけでなく、心理的な支援が必要。被害者に対してはカウンセリングが重要である。
- 暴力を受けていても一時保護に至る被害者は一部であり、子どものことや経済的な問題などで家庭にとどまる被害者への支援が必要
- 被害を自覚していなかったり、避難を希望していない被害者は専門の相談機関へは相談しない。相談した場合でも解決までには時間を要し、長期的な支援が必要である。
- 窓口の相談員の対応で結果が左右される。市町村の職員配置体制は様々であるが、体系的な研修等での職員の資質向上が大切である。
- 民生委員等でも事案を抱え困っておられるケースを見聞きする。専門の相談員以外への啓発・研修が必要である。
- 男性相談については、被害者相談だけでなく加害者に対して気づきを促す意図もある。相談体制は今後検討が必要。誰でも相談を受けられるものではなく、加害者に共感するなど誤った対応による二次的加害の危険がある。